平成２２年（フ）第３９８号
愛媛県松山市南吉田町2572番地１
破産者　高石化成有限会社
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所
平成２１年（フ）第６９号
福岡県久留米市北野町仁王丸413番地の１
破産者　有限会社古賀建設
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１０３号
長崎県佐世保市中里町486番地３、旧住所長崎県佐世保市勝富町５番２号　メゾン花みづき502
破産者　松尾　康紀
１　決定年月日　平成23年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係
平成２２年（フ）第１０５号
長崎県佐世保市中里町486番地３、旧住所長崎県佐世保市勝富町５番２号
破産者　松尾　誠也
１　決定年月日　平成23年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係
平成２２年（フ）第１６１号
長崎県佐世保市山手町20番地
破産者　西尾　広幸
１　決定年月日　平成23年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係
平成２３年（フ）第１３号
札幌市白石区菊水元町２条５丁目５番18号ニューコーポ元町Ｃ―202号
破産者　笠原　俊昭
１　決定年月日　平成23年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第１３７号
札幌市手稲区曙12条１丁目６番３―603号
破産者　福原　裕士
１　決定年月日　平成23年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第７６０号
札幌市西区福井５丁目18番34号　スカイ５―202号
破産者　畑中　康秀
１　決定年月日　平成23年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第３０４号
北海道苫小牧市桜木町４丁目６番６号
破産者　荻原利喜雄
１　決定年月日　平成23年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部
平成２３年（フ）第４３０号
横浜市都筑区早渕３丁目47番41号
破産者　窪　　泰夫
１　決定年月日　平成23年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第４３１号
横浜市都筑区早渕３丁目47番41号
破産者　窪　　芳
１　決定年月日　平成23年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第６０１号
横浜市港北区下田町５丁目６番９号
破産者　歌崎　康子
１　決定年月日　平成23年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２２年（フ）第４３５号
福井県坂井市三国町宿１丁目14番10号
破産者　仲川　　広
１　決定年月日　平成23年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１５０１号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字ヰノ割16番地３　ニューシティ蟹江五番館209号
破産者　加藤　啓司
１　決定年月日　平成23年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第１９５２号
愛知県小牧市大字北外山2735番地２　県営北外山住宅28棟410号
破産者　小林　幸雄
１　決定年月日　平成23年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第２０２４号
愛知県瀬戸市泉町１番地
破産者　スーパー銭湯ひのき湯こと大川雄二こと　李　　臣昌
１　決定年月日　平成23年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第２４２４号
名古屋市中村区稲西町149番地の２
破産者　清水ひさ子
１　決定年月日　平成23年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第３０２６号
愛知県豊明市西川町長田14番地５　すみれ草102号、開始決定時の住所愛知県豊明市新田町子持松14番地14　クレア豊明1001号
破産者　永岡　和明
１　決定年月日　平成23年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第４４９号
愛知県海部郡大治町大字三本木字堅田115番地　コーポリバーサイド105号
破産者　石田　貞美
１　決定年月日　平成23年６月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部